



【令和6年度版】雲南市放課後児童クラブ 入会申込の手引き

1. 放課後児童クラブとは

主として保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校就学児童を受入対象とします。保護者の就労支援等を目的としつつ、児童に対しては授業終了後や夏休みなどの長期休業期間中に適切な遊びおよび生活の場を提供し、その健全な育成を図るために設置する施設です。放課後児童クラブに入会するためには、入会要件を満たす必要があります。

2. 入会要件

以下の3点全てを満たす児童です。

- 雲南市に住所を有していること
- 小学校に就学していること
- 保護者のいずれもが次の要件のいずれかに該当し、かつ放課後等において児童を養育することが困難な家庭

- ① 就労（育休から職場復帰予定の方は復帰の日が属する月から）
- ② 妊娠・出産 / 入会期間は出産（予定日）を基準として産前8週（多胎児の場合は14週）の属する月から産後8週を経過する日の属する月の末日まで
- ③ 保護者の疾病・負傷・障がい
- ④ 親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動 / 入会希望期間の開始日から3ヶ月（90日）を経過する日の月末まで（新規に開始する際は月の初日から）
- ⑦ 就学・職業訓練 / 就学・職業訓練が終了する日の属する月末まで
- ⑧ 児童虐待・DV
- ⑨ その他、市長が特に認める場合

※「育児休業」は入会の要件となりません。

3. 利用方法

通年利用	年間を通じて放課後児童クラブを利用していただくことができます。
長期休業限定利用	小学校が長期休業となる間のみ限定して利用することができます。「夏休みのみ利用する」「春休み期間中の4月期のみ利用する」などの利用も可能です。

4. 利用時間・利用料金

【標準利用時間】

平日 : 14:00～18:00
土曜日 : 8:00～18:00
長期休業期間 : 8:00～18:00

施設によって利用時間（延長利用施設有り）が異なりますので、詳しくは放課後児童クラブ一覧をご覧ください。

【利用料金について】

通年利用料金については、利用の有無にかかわらず定額の月額料金となります。ただし、月途中の入退会に限り日割り計算をします。長期休業限定利用については、日割り計算はしません。

詳しくは放課後児童クラブ一覧をご覧ください。

5. 入会申込受付日程（通年利用／長期休業期間限定利用共通）

入会希望月		受付締切日	結果通知予定（目安）
令和6年	4月	【1次募集】 R5.12.1（金）～R6.1.10（水）	2月中旬 （1次決定分）
		【随時募集】 R6.1.11（木）～R6.3.15（金）	3月下旬 （随時決定分）
	5月以降	【随時募集】 利用希望日の2週間前にはご提出ください。	随時

【入会申込みの注意点】

- 長期休業期間のみ希望する場合も、必ず1次募集期間にお申し込みください。利用直前での申請は例年受け入れが困難な状態にあります。
- 年度途中で産後休暇・育児休業が終了し職場復帰することが分かっている場合は、入会希望月に関わらず1次募集に申し込むことができます。（予約申込）
- 1次募集期間を過ぎた申し込みは、随時募集扱いとします。1次募集の選考後に残った入会枠で選考します。

【申請できる施設】

- 基本的には児童が通う小学校が所在する学校区内の放課後児童クラブをご利用ください。ただし、特段の理由がある場合は他校区所在の近隣放課後児童クラブの利用が可能な場合※1があります。
- 学校区内に放課後児童クラブが無い次の小学校へ通う児童は平日は移送事業にて、近隣の学校区の放課後児童クラブをご利用できます。ただし、土曜・長期休業期間は保護者送迎により利用となります。

学校名	クラブ名	学校名	クラブ名
佐世小学校	ちゃれんじクラブ	鍋山小学校※2	三刀屋放課後児童クラブ
	学童クラブキリカ		かけや児童クラブ
西日登小学校	寺領児童クラブ	吉田小学校	かけや児童クラブ
		田井小学校	寺領児童クラブ

※1 通年利用については、近隣校区に所在する放課後児童クラブで送迎事業を行っている場合に限り可能です。（放課後、学校から放課後児童クラブへの移動手段が通常無いため）

※2 鍋山小学校の通年利用希望の方は、三刀屋放課後児童クラブのご利用をお願いします。

6. 提出書類

【全員必要な書類】

- 入会許可申請書（様式第1号）：入会児童1人につき1枚提出してください。
- 放課後児童クラブ入会申込補助調査票：入会児童1人につき1枚提出してください。

【入会要件により必要な書類】

保育所等へも入所申込みをされる方は、保育所入所申込みで提出された書類をコピーしますので、重複する書類の提出は不要です。該当する方は、入会許可申請書提出の際にお伝えください。

入会要件		提出書類 (★印は雲南市指定様式)	備考
① 就 労		★就労証明書 ※自営業・農業の場合は、別途そのことを証明する書類（確定申告書、営業許可書、出荷伝票の写し等） ※令和6年度入会分より、新たな様式になっていますのでご注意ください。	・申込時に就労「内定」の場合は、就労開始後、就労証明書を提出してください。 ・同居（予定含む）の65歳未満の祖父母が就労している場合も提出してください。（昭和34年4月2日以降に生まれた方）
	年度途中で産前・産後休暇、育児休暇から復帰する方	★就労証明書 出産後は育児休業期間及び復職（予定）年月日記載のもの	職場復帰後、再度就労証明書の提出が必要です。（育休復帰確認のため）
②	妊娠・出産	★保育を必要とする事由申立書 ・母子手帳の写し	母子手帳の写しは、表紙及び出産予定日の分かるページの写しを提出してください。
③	保護者の疾病・負傷・障がい	★保育を必要とする事由申立書 ★医師の意見書 または ・各種障がい者手帳の写し	医師の意見書は、入院期間または療養期間が記載された医師の証明が必要です。
④	親族の介護・看護	★保育を必要とする事由申立書 ★医師の意見書 および ・各種障がい者手帳の写し、介護保険被保険者証の写し	・医師の意見書は、入院期間または療養期間が記載された医師の証明が必要です。 ・医師の意見書と各種障がい者手帳等は、両方とも必要です。
⑤	災害復旧	★保育を必要とする事由申立書 ・り災証明書（自治体発行）	
⑥	求職活動 ※就労を開始すれば継続入会可	★保育を必要とする事由申立書 ・ハローワーク受付票 等求職活動を証する書類の写し	求職活動から就労に変更して継続して入会する場合は就労開始後に就労証明書を提出してください。 ※求職活動で入会の場合は、入所期間満了日の20日前までに就労証明書を提出してください。
⑦	就学・職業訓練	★保育を必要とする事由申立書 ・学生証の写しや在学証明書、または職業訓練を受講していることが分かる書類の写し	・就学する前に入会申込みする場合は、合格通知書の写しを提出し、就学後に在学証明書を提出してください。 ・職業訓練受講の場合は、受講期間及び受講時間が分かるものを併せて提出してください。

- 「⑧児童虐待・DV」および「⑨その他、市長が特に認める場合」の要件の方は、状況により個別の判断が必要となりますので、雲南市役所子ども政策課（2階）（TEL：40-1044）へ相談してください。
- 本手続きや申込みに必要な書類は雲南市ホームページ（<http://www.city.unnan.shimane.jp/>）または、雲南市子育てポータルサイト（<https://kosodate-unnan.jp/>）から閲覧、ダウンロードできます。

7. 入会申込書提出先及びお問い合わせ

入会希望クラブ		提出先
ちゃれんじクラブ	0854-43-6848	希望する放課後児童クラブ
学童クラブキリカ	0854-43-3129	
うしお児童クラブ	0854-43-3400	
西児童クラブ	0854-49-7255	雲南市役所子ども政策課（2階） または 各総合センター市民福祉課（市民サポート課） ※1次募集でかつ、令和5年度からの継続入会希望の方に限り、 利用中の放課後児童クラブへの提出も可能。
加茂第1・第2児童クラブ	0854-49-7255	
きすき児童クラブ	0854-49-7255	
斐伊児童クラブ	0854-47-7720	
寺領児童クラブ	0854-49-7255	
三刀屋放課後児童クラブ	0854-45-2544	
かけや児童クラブ	0854-62-0189	

【お問い合わせ】

受付窓口	電話番号	受付窓口	電話番号
雲南市役所子ども政策課（2階）	0854-40-1044	三刀屋総合センター市民福祉課	0854-45-9501
大東総合センター市民福祉課	0854-43-8162	吉田総合センター市民サポ-ト課	0854-74-0215
加茂総合センター市民福祉課	0854-49-8612	掛合総合センター市民サポ-ト課	0854-62-0300
木次総合センター市民福祉課	0854-40-1083		

8. 入会選考基準

- 入会決定は、雲南市放課後児童クラブ入会選考基準表（6～7ページ）により、先着順ではなく各募集期間内ごとに判定します。
- 入会希望者数が放課後児童クラブの入会可能枠を上回り、受入れに余裕がない場合には、提出された書類や聞き取り内容に基づき、入会選考基準表により判定します。このため、低学年から優先的に入会決定したり、養育の必要度が高い場合でも祖父母がおられる家庭については入会をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

9. 放課後児童クラブからお願い

【傷害保険】

入会決定後は、児童の万一の事故、ケガ等に備え、傷害保険へご加入いただきます。この手続きがないと放課後児童クラブを利用できませんので、ご理解・ご協力をお願いします。保険料等、詳細については放課後児童クラブからご説明します。

【入会要件に変更があった場合など】

入会決定後、入会要件に変更があった場合や、放課後児童クラブを利用する必要が無くなった場合などは、「入会許可内容変更届」または「退会届」の提出が必要になりますので、子ども政策課（2階）または各総合センター市民福祉課（市民サポート課）へご相談ください。

■ 変更手続き

- ・ 通年利用から長期休業期間限定利用のみの利用に変更したい。
- ・ 住所、名字、勤務先などが変わった
- ・ 離職したので求職要件で利用したい。求職要件で利用しているが、就労した。

■ 退会手続き

- ・ 入会要件がなくなった（離職して求職活動しない。産後休暇が終わるなど）
- ・ 必要なくなった（留守番ができるようになった。勤務形態が変わって家で見れるようになったなど）

【その他のお願い】

- **放課後児童クラブは労働等により家庭で保育できないため利用する施設です。保護者の勤務がお休みの時は、極力ご家庭にて過ごしていただきますようご協力をお願いします。**
- **開所時間、時間内の利用を厳守し、また、勤務終了後は早めのお迎えをお願いします。**
- 小学校から放課後児童クラブへ下校する場合を除き、施設への児童の送迎は保護者の責任において行ってください。
- 児童が健全な生活習慣を身につけられるよう宿題の時間を設けるなどの工夫をしますが、学習の習熟度を高めることを目的としていません。各家庭において適切な支援をお願いします。
- 利用料金に滞納がある場合、入会審査の保留や入会許可の取消、利用停止とさせていただきますことがあります。
- 申し込みにあたっては、お子様やご家族と十分にご相談の上、必要性をご検討いただきますようお願いいたします。

令和6年度雲南市放課後児童クラブ入会選考基準表

基準①：児童の養育を必要とする事由

事由		基準点		
居宅外就労(居宅外自営業含む)	週5日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週40時間以上)	10	
		1日6時間以上の就労を常態とする(週30時間以上)	9	
		1日4時間以上の就労を常態とする(週20時間以上)	8	
	週4日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週32時間以上)	9	
		1日6時間以上の就労を常態とする(週24時間以上)	8	
		1日4時間以上の就労を常態とする(週16時間以上)	7	
	週3日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週24時間以上)	8	
		1日6時間以上の就労を常態とする(週18時間以上)	7	
		1日4時間以上の就労を常態とする(週12時間以上)	6	
	週3日未満の就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週24時間以上)	7	
		1日6時間以上の就労を常態とする(週18時間以上)	6	
		1日4時間以上の就労を常態とする(週12時間以上)	5	
居宅内就労(居宅内自営業含む)	週5日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週40時間以上)	9	
		1日6時間以上の就労を常態とする(週30時間以上)	8	
		1日4時間以上の就労を常態とする(週20時間以上)	7	
	週4日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週32時間以上)	8	
		1日6時間以上の就労を常態とする(週24時間以上)	7	
		1日4時間以上の就労を常態とする(週16時間以上)	6	
	週3日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週24時間以上)	7	
		1日6時間以上の就労を常態とする(週18時間以上)	6	
		1日4時間以上の就労を常態とする(週12時間以上)	5	
	週3日未満の就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週24時間以上)	6	
		1日6時間以上の就労を常態とする(週18時間以上)	5	
		1日4時間以上の就労を常態とする(週12時間以上)	4	
妊娠・出産	母親が妊娠または出産後の場合で保育が必要な場合 [産前8週前の日の属する月の初日(多胎児の場合14週)～産後8週を経過した日の属する月末まで]		10	
保護者の疾病・負傷・障がい	疾病・負傷	入院	入院(1か月以上を要する)	10
		自宅内	常時病臥・保育不能	9
			保育困難[精神疾患・感染症、その他安静(概ね日中4時間以上就床)]	8
	障がい	保育やや困難	7	
		身障手帳1・2級または療育手帳Aまたは精神障がい1級	10	
		身障手帳3級または療育手帳Bまたは精神障がい2級	9	
親族の介護・看護	同居親族	全部介護・看護	10	
		一部介護・看護	7	
		全部・一部介護等以外	5	
別居親族	全部介護・看護	7		
	一部介護・看護	5		
	全部・一部介護等以外	3		
災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合		10	
求職活動	生計中心者		3	
	その他		2	
就学・職業訓練	就職・事業開始に必要な学校に就学または職業訓練等を受講している		9	
	上記以外の学校等に通学		7	
児童虐待・DV			10	
その他	保護者が不在[離婚(離婚調停中含む)・死亡・行方不明・拘禁・未婚・別居など]		10	

基準②：世帯の状況等

事由		加点
生活保護世帯（就労による自立支援につながると判断する場合のみ）		2
ひとり親世帯で	同居親族等協力者がいる	2
	同居親族等協力者がいない	3
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合（就労している場合に限る）		1
虐待またはDVのおそれがある場合など、社会的保護が必要な場合		2
児童が障がいを持っている場合		2
発達支援の観点（本人の状況または家庭の状況）から放課後児童クラブへの入会が必要であると認める場合		2
産休・育休満了による就労のため入会を希望している場合		1
兄弟姉妹がすでに放課後児童クラブに入会している場合（加点は随時募集分に限る）		1
同居の祖父母（65歳未満）が	就労していない等、家庭で保育することが可能な場合	-3
	自営業・農業等の協力者である場合または内職に従事している場合	-2
保護者が自営業・農業等の協力者である場合または内職に従事している場合		-2

基準③：児童の状況

事由		加点
入会する児童が	小学校1年生	6
	小学校2年生	5
	小学校3年生	4
	小学校4年生	3
	小学校5年生	2
	小学校6年生	1

基準④：保護者の勤務終了時間

就労形態	勤務終了時間帯	週5勤務	週4勤務	週3勤務
居宅外就労（居宅外自営業含む）	18:00～	10	9	8
	17:00～17:59	7	6	5
	16:00～16:59	4	3	2
	15:00～15:59	1	0	-1
	14:00～14:59	-2	-3	-4
居宅内就労（居宅内自営業含む）	18:00～	8	7	6
	17:00～17:59	5	4	3
	16:00～16:59	2	1	0
	15:00～15:59	-1	-2	-3
	14:00～14:59	-4	-5	-6

【基準点数の集計および入会選考方法】

基準①について、父母の内いずれか低い方を基準点として選択します。ひとり親については、得られた点数がそのまま基準点数になります。

基準①による選考を行って、なお入会枠を超過する場合は、基準②の基準点数を加算減算し、再選考を行います。

基準②による加算を行って、なお選考結果が得られていない場合は、基準②の手順による選考を基準③、基準④の順番に加算減算し、入会者を決定します。

令和6年度雲南市放課後児童クラブ一覧

町名	クラブ名称	実施場所	開所時間	延長利用	通年利用		長期休業限定利用	
					月額	土曜日利用	4月期	冬休み
大東町	ちゃんれんじクラブ 0854-43-6848	大東町中58-1 大東小学校校庭	平日 12:00～18:30	有	月額 : 5,000円 (定額)	4月期 3,000円	12月期 1,000円	
			土曜日 7:30～18:00	無	土曜日利用 : 400円 利用日数に応じ月額に加算	3月期 2,000円	1月期 2,000円	
	児童クラブキリカ 0854-43-3129	大東町下回用684-7 あおぞら保育園 学童棟	振替休業日 7:30～18:30	有	延長料金(1回) : 500円 (18:30～19:00) ※土曜延長なし	7月期 4,000円	※すべて月額です。	
			長期休業日 7:30～18:30	有	利用回数に応じ月額に加算	8月期 10,000円		
加茂町	うしお児童クラブ 0854-43-3400	大東町南村275 旧J A 雲南海潮支所跡	平日 14:00～18:00	有	日額 (1日) : 500円 土曜・振替休業等1日利用の場合	日額 (1日) : 500円	※長期は半日料金設定はありません。	
			土曜日 8:00～18:00	有	延長料金(1回) : 300円 (18:00～19:30) ※土曜延長なし	3月期 2,000円	延長料金(1回) : 300円 (18:00～19:30土曜除く)	
	西児童クラブ 直通 : 0854-43-2220 事務局 : 0854-49-7255 (福) たんぽぽ	大東町仁和寺2435-11 西小学校校庭内	振替休業日 8:00～18:00	有	★上記それぞれの単価にて利用実績により徴収します。	7月期 4,000円	※すべて月額です。	
			長期休業日 8:00～18:00	有	利用時間に応じ月額に加算	8月期 10,000円		
木次町	加茂第1・第2児童クラブ 直通 : 0854-47-7751 事務局 : 0854-49-7255 (福) たんぽぽ	加茂町加茂中1001-4 旧加茂交流センター	平日 14:00～18:00	有	月額 : 5,000円 (定額)	4月期 3,000円	12月期 1,000円	
			土曜日 8:00～18:00	有	土曜日利用 : 400円 利用日数に応じ月額に加算	3月期 2,000円	1月期 2,000円	
	きすき児童クラブ 直通 : 0854-42-1036 事務局 : 0854-49-7255 (福) たんぽぽ	木次町木次1012-1 木次青少年ホーム内	振替休業日 8:00～18:00	有	延長料金(10分) : 100円 (18:00～19:00)	7月期 4,000円	※すべて月額です。	
			長期休業日 8:00～18:00	有	利用時間に応じ月額に加算	8月期 10,000円		
三刀屋町	斐伊児童クラブ 直通 : 0854-42-5050 事務局 : 0854-47-7720	木次町里方928-1 斐伊体育館裏	平日 14:00～18:00	有	月額 : 5,000円 (定額)	4月期 3,000円	12月期 1,000円	
			土曜日 8:00～18:00	有	土曜日利用 : 400円 利用日数に応じ月額に加算	3月期 2,000円	1月期 2,000円	
	寺額児童クラブ 直通 : 0854-42-1188 事務局 : 0854-49-7255 (福) たんぽぽ	木次町寺額526-3 日登交流センター内	振替休業日 8:00～18:00	有	延長料金(10分) : 100円 (18:00～19:00)	7月期 4,000円	※すべて月額です。	
			長期休業日 8:00～18:00	有	利用時間に応じ月額に加算	8月期 10,000円		
掛合町	三刀屋放課後児童クラブ 直通 : 0854-45-5010 事務局 : 0854-45-2544 (一宮自主連合会)	三刀屋町古城1-1 文化体育館アスバル隣	平日 14:00～18:00	無	月額 : 5,000円 (定額)	4月期 3,000円	12月期 1,000円	
			土曜日 8:00～18:00	無	土曜日利用 : 400円 利用日数に応じ月額に加算	3月期 2,000円	1月期 2,000円	
	かけや児童クラブ 直通 : 090-5697-0372 事務局 : 0854-62-0189 (掛合自治振興会)	掛合町掛合2151-1 掛合交流センター内	振替休業日 8:00～18:00	無	※ファミリーサポートセンターと連携した延長サービスあり 300円/30分	7月期 4,000円	※すべて月額です。	
			長期休業日 8:00～18:00	無	利用時間に応じ月額に加算	8月期 10,000円		

※学童クラブキリカ以外の放課後児童クラブでは、上記料金の他、おやつ代を徴収させていただきます。

※開所時間、利用料は現時点のもので、今後変更となる場合があります。

※月額利用料金について、通年利用で月途中の入退会に限り、日割り計算いたします。